

令和2年5月18日

関係各位

古賀市長 田辺一城

緊急事態宣言の解除に伴う今後の市民団体等の活動等について

皆様方におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の対応につきましてご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

国の緊急事態宣言を受け、古賀市では、市民団体の皆様方に対し、4月13日から宣言期間中の感染の拡大につながるおそれのある行事及び会合の中止又は延期並びに地域の公民館・集会所の使用中止について検討をお願いしていたところです。

この度、5月14日をもって福岡県の緊急事態宣言が解除されましたが、福岡県からは「外出の自粛」や「新しい生活様式の実践」等、感染拡大のための取組継続が求められています。そうした状況から、今後の市民団体等の活動等については、5月15日付「国の緊急事態宣言解除を踏まえた本市の公共施設の開館等の対応方針について」の内容を参考にご判断いただき、また、活動を行われる際は、下記に示す感染予防について、状況に応じた必要な措置を講じたうえでの取り組みをお願いいたします。

なお、今後の情勢により対応が変更になる場合がありますことをご承知おきください。

記

1 市民団体（※）の活動について

(1) 行事等の開催について

行事及び会合の開催にあたっては、適切な感染防止対策をお願いします。

①感染防止対策の例

ア) 参加者及び運営者の手洗いや手指消毒の徹底

イ) 参加者及び運営者のマスク着用の徹底

ウ) 参加者の制限等

- ・参加者の整理 [入場前の間隔（できるだけ2mを目安に）確保]
- ・発熱等の症状のある方の入場制限
- ・必要に応じて、入場制限等を行うことにより、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保する

エ) 施設内における対策等

- ・参加者間の十分な間隔（できるだけ2mを目安に、四方を空けた席配置等）

を確保する

- ・人と人が対面する場所はパーテーションやビニールカーテンを設けること
- ・適切な換気が行われること
- ・休憩室等における3密の回避

※市民団体…市内に活動の拠点を置き、市民により自主的に構成された公益性のある活動を行う団体（自治会、校区コミュニティ組織、NPO、ボランティア団体、PTCA等を指します）。

2 地域の公民館・集会所の使用について

上記に準じ、適切な感染防止対策を講じての使用をお願いします。

3 行政区長・行政隣組長への委嘱事務について

緊急事態宣言の解除に伴い、委嘱事務については、通常の委嘱内容とします。

以上に加え、感染防止の3つの基本である（1）「身体的距離の確保」、（2）「マスクの着用」、（3）「手洗い」など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践について、徹底をお願いいたします。

【問い合わせ先】

（行政区長・行政隣組長・自治会、校区コミュニティ組織、NPO、ボランティア団体に関して）

古賀市 総務部 まちづくり推進課

電話：092-942-1165

（地域の公民館（分館）に関して）

古賀市 教育委員会 生涯学習推進課

電話：092-944-1931

（感染症対策全般に関して）

古賀市 保健福祉部 予防健診課

電話：092-942-1151

令和2年5月15日
古賀市長 田辺 一城

国の緊急事態宣言解除を踏まえた本市の公共施設の開館等の対応方針について

緊急事態宣言から福岡県が解除されたことを受け、古賀市として、一時休館・利用中止としていた公共施設について、一部再開する方針を決めました。今回の宣言解除が社会全体の感染症対策のゆるみにつながってはならないと考えており、限定的な再開から始めます。なお、私たち一人一人が感染拡大防止を強く意識しながら生活することが大前提の取り組みになります。

屋外の体育施設について、市民グラウンドなどを6月1日から利用可能とします。また、子どもの居場所を確保する観点から、児童館・児童センターについては、小・中学校の分散登校が始まる5月20日から開館し、限定的な利用を可能とします。公園の遊具については使用が可能な状態にします。一方、屋内施設については、引き続き、当面の間、一時休館・利用中止とします。市主催行事については、少なくとも6月末まで原則中止または延期します。

政府の基本的対処方針は、宣言が全ての都道府県で解除された場合も「新しい生活様式が社会経済全体で安定的に定着するまで、一定の移行期間を設け、感染拡大のリスクに応じて段階的に移行する」ことが必要としており、私たちは社会・経済活動の再開を慎重に進める必要があります。古賀市としては、政府専門家会議の示した「新しい生活様式」を市民の皆さんに周知、共有していく取り組みもあわせて推進し、感染を防ぎながら少しずつ皆さんの活動の幅を広げていきたいと考えていますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

1. 公共施設の開館等の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、市内公共施設を当面の間、一時休館又は利用を中止しておりましたが、本県における緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ、下記のとおりのお取扱いとします。

(1) 市立図書館、歴史資料館

市立図書館、歴史資料館については、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、市民の健康的な生活を維持するため、感染リスクも踏まえた上で、人が密集しないことなど感染防止策を講じ、5月19日から開館します。

(2) 千鳥児童センター、米多比児童館、ししぶ児童センター

小・中学校の教育活動再開に合わせて、子どもたちの居場所を確保することを目的として、一部の施設の利用を制限するなど感染防止策を講じ、5月20日から開館します。

(3) 屋外体育施設

下記の屋外体育施設については、3密（密集、密接、密閉）の回避や身体的距離の確保など基本的な感染対策を周知徹底した上で、6月1日から利用を再開します。

- ・市民グラウンド
- ・テニスコート（久保・青柳・勤労者）
- ・小学校のグラウンド
- ・千鳥ヶ池公園（野球場・テニスコート・多目的広場など）

- ・古賀グリーンパーク（多目的広場）
- ・小野公園（野球場・多目的広場）

※ 千鳥ヶ池公園、古賀グリーンパーク、小野公園については毎週月曜日が休園日のため6月2日から再開。

（4）上記以外の公共施設

上記以外の公共施設については、引き続き当面の間一時休館・利用の中止を継続します。

- ・リーパスプラザこが（交流館・中央公民館）
- ・市民体育館
- ・小中学校の体育館及び中学校のグラウンド
- ・武道館（古賀中学校内）及び弓道場（古賀中学校内）
- ・えんがわくらぶ（古賀東小学校内）
- ・地域活動サポートセンター「ゆい」
- ・サンコスモ古賀内のすべての貸館
- ・隣保館「ひだまり館」内のすべての貸館
- ・勤労者研修センター
- ・指定管理施設（クロスパルこが、千鳥苑・しゃんしゃん、ふれあいセンターりん）

2. 公園の遊具や施設の使用禁止の解除

下記公園施設の遊具等について、4月29日から当面の間、使用禁止としておりましたが、順次その禁止を解除します。

- ・舞の里公園
- ・小野公園
- ・鹿部山公園
- ・古賀グリーンパーク
- ・花鶴が浜公園
- ・古賀グリーンパーク内スケートパーク

なお、公園は屋外ではありますが、感染対策として、空いた時間、場所を選ぶなど感染リスクを踏まえご利用ください。

【問い合わせ先】

（感染症対策全般について）

古賀市 保健福祉部 予防健診課

TEL：092-942-1151

（図書館の利用について）

古賀市立図書館

TEL：092-942-2561

(歴史資料館の利用について)

古賀市立歴史資料館

TEL：092-944-6214

(児童センターの利用について)

古賀市 教育部 青少年育成課

TEL：092-942-1172

(リーパスプラザこが・体育施設の利用、
クロスパルこがについて)

古賀市 教育部 生涯学習推進課

TEL：092-942-1347

(公園施設の利用、公園遊具について)

古賀市 建設産業部 都市整備課

公園管理センター

TEL：092-944-3150

「新しい生活様式」の実践例

新型コロナウイルス感染症は、無症状や軽症の方でも他の人に感染を広げることがあるといわれています。今後の感染拡大を防止するために、緊急事態宣言が解除されても引き続き、一人ひとりが「新しい生活様式」を心がけましょう。

1 感染防止の3つの基本

(1) 身体的距離の確保



- 人との間隔をできるだけ2mあける
- 遊びに行くなら、屋外へ

(2) マスクの着用



- 症状がなくてもマスクの着用
- 会話は、真正面を避ける
- マスク着用時の運動等はこまめな水分補給を

(3) 手洗い



- 石けんでの手洗い(30秒)
- こまめに手や顔を洗う

2 移動に関する感染対策

- 感染流行地域の行き来は控える
- 出張や旅行は控えめに
- 誰とどこで会ったか、メモしておく



3 日常生活に関する対策

- 毎朝、体温測定、健康チェック。発熱等の症状がある際には、自宅で療養する。
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 「3密(密集、密接、密閉)」の回避



外出控え

密集回避

密接回避

密閉回避

換気

咳エチケット

手洗い

買い物

- 買い物は通販も利用
- 少人数で素早く計画的に
- レジに並ぶ時は、前後にスペースを



食事

- 持ち帰りや出前などの利用を
- 小皿に取り分けて、横並びで食事を
- 多人数の会食を避け、発熱や風邪症状の時には欠席を



娯楽・スポーツなど

- ジョギングは少人数で
- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン
- 予約制を利用してゆったりと



公共交通機関の利用

- 混んでいる時間をさけ、会話は控えめに
- 徒歩や自転車利用も併用



4 働き方の新しいスタイル

- テレワークや時差出勤の継続
- オンライン会議・オンライン名刺交換
- 対面の打ち合わせには、マスクの着用

